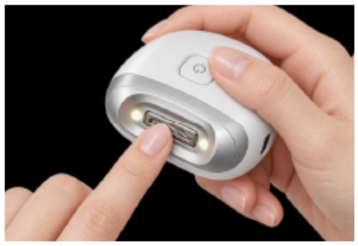
消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan
独立行政法人 国民生活センター
News Release

令和８年 10 月 29 日

電動爪削りによる巻き込み事故に注意！
―皮膚や舌などが回転刃から外せなくなる事態に―

電動爪削り（「電動爪切り」及び「電動爪やすり」と呼ばれる製品を含む。以下同じ。）は、回転する刃（以下「回転刃」という。）に爪先を当て、爪を少しずつ削って短くする製品です。手動の爪切りに比べて、力をかけずに爪を手入れできることなどをうたっています。

この製品を使用中、爪周辺の皮膚が巻き込まれるといった事故等の情報が、高齢者を中心に消費者庁に複数寄せられています。また、小型で持ちやすく玩具のような形状のものもあるため、こどもが興味を持って触っているうちに、電源が入り、舌、唇、首の皮膚等が回転刃に巻き込まれてしまう、保管時の思わぬ事故事例も、医療機関から寄せられています。



これらの事故では、巻き込まれた組織が回転刃から外れず、医療機関や救急隊で製品を分解するなどして取り外した事例もありました。



そこで、事故情報を基に事故の発生状況を取りまとめるとともに、製品の構造及び爪削り性能を確認し、柔らかい組織が回転刃に接触した場合の再現テストを行いました。事故を防ぐため、使用時及び保管時の注意ポイントをご紹介します。



【注意いただくポイント】
- 手動の爪切りとは性能が異なることを理解する
- 取扱説明書を確認し、正しい方法で使用する
- 爪が削れなくても、爪や皮膚を強く押し付けない
- 爪以外の皮膚等を回転刃近くまで近づけない
- 使用後は、こどもの手と目の届かない場所に保管する
- 巻き込まれた場合は、無理に引き抜かない

１． 電動爪削りとは

高齢化が進む中、視力や握力の低下、爪の肥厚や変形等により、手動の爪切りで爪を切ることが難しい人や、その爪を手入れする家族等にとって、力をかけず

に爪を手入れできる製品へのニーズがあると考えられます。また、爪の長さを整えるだけでなく、爪の表面を磨くなど、ネイルケア的な関心もみられます。

こうした背景の下、回転刃で爪先を少しずつ削る製品が、「電動爪削り」「電動爪切り」「電動爪やすり」などの名称で販売されています。充電式又は乾電池式の製品があり、爪先を削って爪の長さを短くする「爪削り機能」のほか、爪の表面を磨く「爪磨き機能」や LED による「照明機能」などを備えたものがあります（図１）。これらの製品は、家電量販店等の店舗のほか、テレビショッピングやインターネット通販等でも販売されています。



※写真の製品は事故情報とは関係ありません。

図１　電動爪削りの例

電動爪削りは、本体の開口部から奥まった位置にある回転刃に爪先を当て、本体又は指を左右に動かしながら、爪を少しずつ削る仕組みです（図２、３）。このため、指先から爪先がほとんど出ていない場合や、爪の湾曲等によって爪先より先に爪の両端又は指先が本体表面に当たる場合には、爪先が回転刃まで届かず、十分に削れないことがあります。



※生成 AI で作成したものです。

図２　電動爪削りの使用イメージ

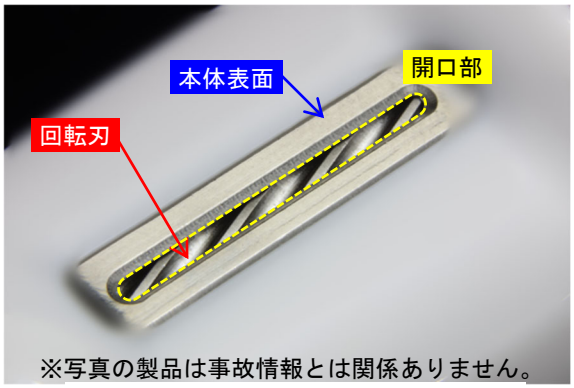


図３　開口部及び回転刃の例

２．電動爪削りに関する消費生活相談や事故状況

（１）消費生活相談

電動爪削りの普及に伴い、全国の消費生活センター等には、近年「電動爪削りを購入し使用したが、爪が削れなかった。」等の相談が、主として高齢者から複数寄せられています[1]。

他に、爪を削るのに想定していたより時間がかかるという相談も寄せられています。相談内容からは、従来から使い慣れている、手動の爪切りの瞬時に切れるイメージとのギャップがうかがわれます。

そうした不満により、消費者は返品を希望するものの、通信販売の返品条件や、開封・使用済みの衛生用品であること等を理由として、事業者が返品不可とする対応がみられることから、相談が寄せられている状況です。

（２）事故状況

前述のような、なかなか思うように爪が削れないという相談とは別に、電動爪削りで思わぬ事故が起きています。

ここからは、消費者庁に寄せられた電動爪削りに関する巻き込み事故の件数、被害状況等をご紹介します。事故は、使用中に発生したものと保管時に発生したものに大別できるため、それぞれについて説明します。

① 使用時の事故状況

事故情報データバンク[2]には、電動爪削りに皮膚等が巻き込まれたという事故情

[1] 独立行政法人国民生活センターと全国の消費生活センターなどをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースであるPIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム)に寄せられた相談情報。消費生活センターなどからの経由相談は含まない。

[2]「事故情報データバンク」は、関係機関から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるために、消費者庁が関係機関と提携して運用しているデータ収集・提供システム（平成22年４月運用開始）。事実関係及び因果関係が確認されていない事例も含む。

報[3]が2016年度以降13件登録されており[4]、いずれも使用中に発生しています（令和８年９月末日時点）。

傷病内容は、「擦過傷・挫傷・打撲傷」が７件、「刺傷、切傷」が３件、「不明」が３件でした。

被害者の年代は「１～４歳」が２件、「70歳代」が３件、「80歳以上」が７件、「不明」が１件で、70歳以上が約８割でした（図４）。

② 保管時の事故状況

この他に、製品の使用中に起きた事故とは異なる、保管時にこどもの皮膚等が巻き込まれる思わぬ事故事例が、医療機関ネットワーク[5]に 2016 年度以降５件寄せられています[6]（令和８年９月末日時点）。

いずれも、家族が保管していたところ、こどもが興味を示して触っているうちに電源が入り、舌や唇、首の皮膚等が巻き込まれて、取れなくなってしまい、医療機関や救急隊が外す事態となったものです。

被害者の年代は「２～４歳」が４件、「10 歳」が１件と、幼児が大半を占めています（図５）。

危害部位は、「顔面」が１件、「口・口腔・歯」が３件、「首」が１件でした。電動爪削りの事故であるものの、爪に近い部位ではないのが特徴です。

なお、事故後の処置見込みについては「即日治療完了」が２件、「要通院」が２件、「要入院」が１件でした。

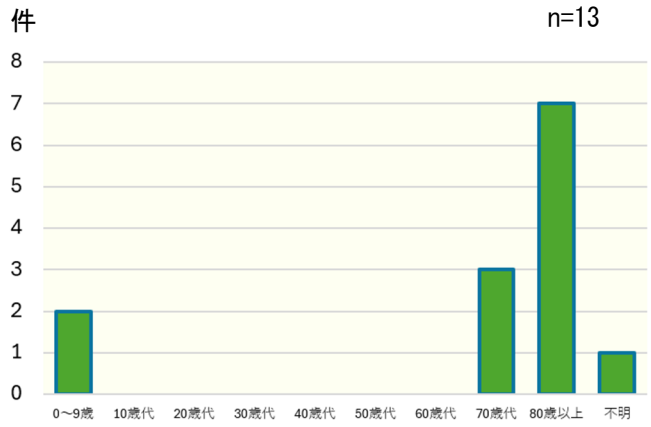


図４　被害者年齢分布（使用時）

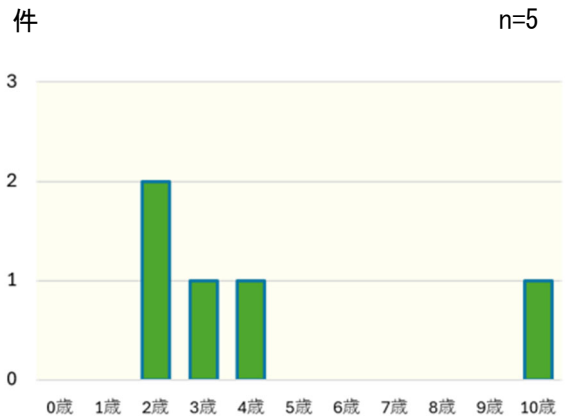


図５　被害者年齢分布（保管時）

[3] ネイルサロンでの施術中の事故は除く。

[4] 件数及び分類は、本件のために消費者庁が特別に精査したものであり、「危険情報」も含む。

[5] 消費者庁は独立行政法人国民生活センターと共同で、平成 22 年 12 月より、医療機関（令和８年 10 月時点で 28 機関が参画）から事故情報の提供を受けている。

[6] 件数及び分類は、本件のために消費者庁が特別に精査したもの。

３．　爪削り機能のテスト

消費生活相談にみられた製品の性能や使用性に関する内容を踏まえ、インターネット通販等で販売されていた 11 製品を対象に、製品の構造及び爪削り機能を確認しました。テスト対象製品は 2026 年９月に購入し、同月にテストを実施しました。

（１）開口部の寸法及び回転刃の位置

11 製品の開口部の各寸法を計測したところ、幅は約１～２㎜、長さは約 15～18㎜でした。また、回転刃は本体表面より約 0.3～0.5㎜奥まった位置にあり、爪先が回転刃まで届かない場合には、削ることができません（図６）。

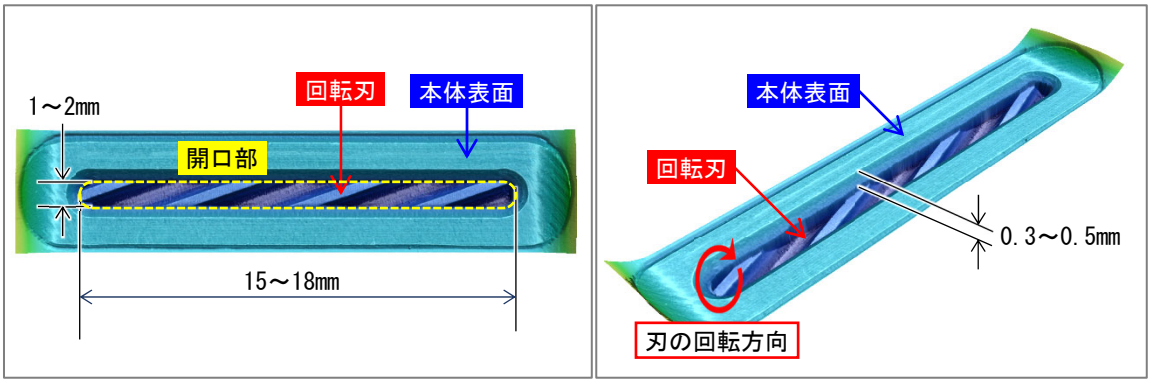


図６　開口部及び回転刃の３Ｄモデル

（２）製品の機能テスト

樹脂製のつけ爪（ネイルチップ）を装着した手の模型を用いて、電動爪削りで１本の指の爪先を約２㎜短くするまでの時間を、11 製品について同一の条件で各３回測定したところ、全 33 回の平均は１分６秒で、最短は 35 秒、最長は１分 52 秒でした（図７、８）。なお、11 製品の取扱説明書には、回転刃の回転方向を踏まえた爪の当て方に関する指定は確認できませんでした。また、11 製品には、回転刃を逆方向に回転させる機能はありませんでした。

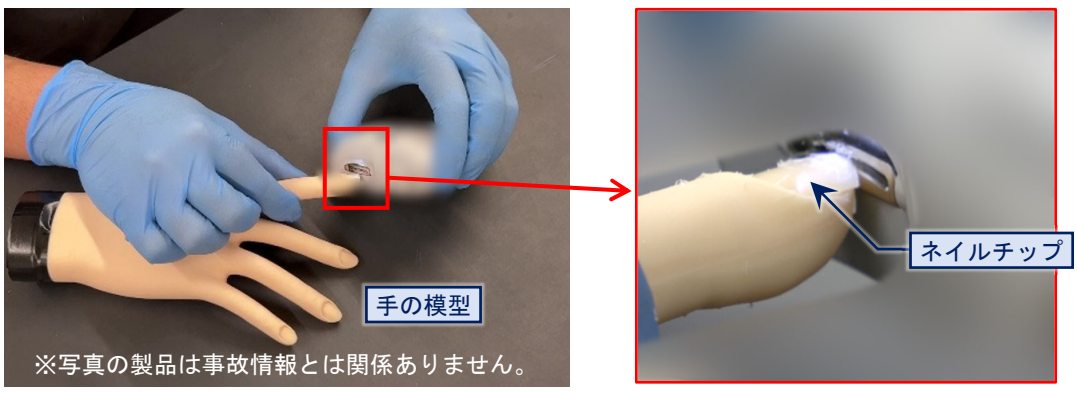


図７　爪削りテストの様子

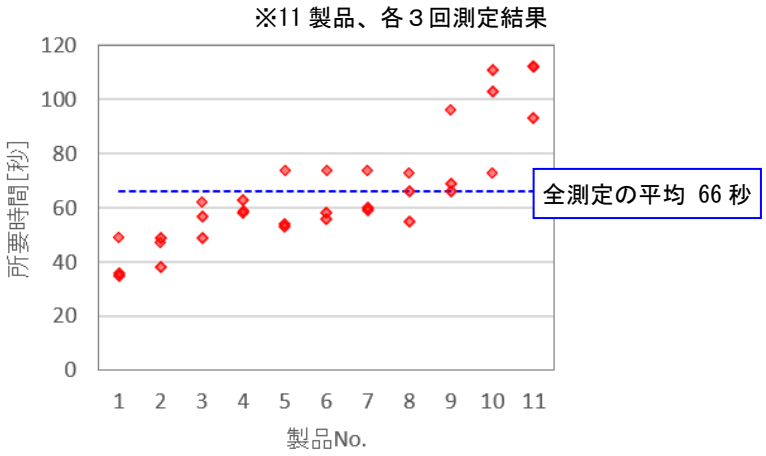


図８　爪先を約２㎜短くするまでの所要時間（n=33）

また、爪先の曲がりや爪全体の湾曲が大きい場合には、爪先より先に爪の両端又は指先が本体に当たり、爪先が回転刃まで届かない状態が確認されました（図９）。



※写真の製品は事故情報とは関係ありません。

図９　爪先が回転刃まで届かない状態の例

以上のことから、電動爪削りは、手動の爪切りのように爪を一度に切断するものではなく、回転刃で爪を少しずつ削って短くする製品であるため、爪の手入れに時間を要する場合があります。今回のテストでは、爪１本の爪先を約２㎜ 短くするのに長いものでは２分近くかかりました。また、爪の長さや形状によっては、爪先が回転刃まで届かなかったりする場合があることも確認されました。なお、このテストは樹脂製のネイルチップを用いて行ったものです。実際の爪を削る時間や削りやすさは、爪の長さ、厚さ、硬さ、形状、製品の当て方などによって異なります。

４．電動爪削りでの事故事例

ここでは、２.の事故状況で紹介した内容のうち、使用時、保管時それぞれの巻き込み事故事例を紹介します。

（１）使用時の事故事例

【事例１】

テレビショッピングで電動爪削りを購入し、硬い左足の爪を削る時に左手で押さえたところ、手の親指に機器が食い込み、取れなくなった。近くの外科医で機器を分解し、皮膚を切り外れた。

（事故発生　2022 年　80 歳代　軽症）

【事例２】

テレビショッピングで購入したばかりの電動爪削りを使用して、右手の爪を削っていたところ、左手が滑って右手親指へ当たり、回転刃に皮膚が巻き込まれ取れなくなった。電源を切って取ろうとしても取れず、皮膚が切れて血が止まらなくなると困ると思い、すぐに整形外科へ行った。結局、医師が取ろうとしても取れなかったので、皮膚を１㎝くらい切って本体を取り外した。

（事故発生　2020 年　80 歳代　軽症）

【事例３】

ボランティアで体の不自由な知人の手助けをしている。最近、自分も高齢なので他人の爪切りが怖くなった。そこで、知人のために、電動爪削りを通販で購入した。長方形の機器に指を当てて電源を入れると回転刃が動き、爪を削るようになっていた。自分の爪で試してみたところ、機器の溝の両端に爪が挟まって回転刃の作動がおかしくなり、痛みを感じて思わず指を離した。

（受付　2018 年　70 歳代）

（２）保管時の事故事例

【事例４】

インターネット通販で購入し、２年前から使用している電動爪削りを、こどもがテーブルの下の透明の引き出しから取りだして電源を入れた。なめようと舌を出して巻き込まれた。祖母が目撃しており、救急要請。救急隊員が１時間かけてペンチで電動爪削りを分解して舌を外し、搬送された。舌先端に１㎝ほどの円形で浅くえぐり取られるような傷を負った（図 10)。

（事故発生　2024 年　３歳　即日治療完了）



図 10　事故直後の状況と事故品

※医療機関から提供（一部加工）

【事例５】

電動爪削りを口に入れてしまった。圧迫して止血。口唇の皮下組織にまで達する傷を負った（図 11）。

（事故発生　2023 年　２歳　要通院）



図 11　事故直後の状況

※医療機関から提供（一部加工）

【事例６】

電動爪削りを電気シェーバーのひげ剃りのように扱って遊んでいた。喉に当てていたら皮膚が電動爪削りに食い込んでしまい、取れなくなった。保護者はすぐそばにいたが、瞬間はみていない。

鎮静下でワセリンを潤滑剤としてゆっくり抜いた。擦過傷になっていた。鎮静の経過観察目的に入院となった（図 12）。

（事故発生　2023 年　４歳　要入院）



図 12　事故直後の状況

※医療機関から提供（一部加工）

【事例７】

きょうだい２人と遊んでいる時に、寝室の枕元に保護者が置いていた電動爪削

りで、自身の上唇を巻き込んで抜けなくなった。電動爪削りは USB で充電するタイプでスイッチを入れて動くようになっている。保護者が巻き込みを外そうとしたが、回転刃から簡単には外せなかったため、救急外来受診。受診時、口唇が刃に巻き込まれたままであったため、ゆっくりと口唇から機器を引っ張り、巻き込みを解除した。解除後は少量の出血はあるが、縫合は不要であり、帰宅とした。

（事故発生　2025 年　２歳　即日治療完了）

【事例８】

電動爪削りの回転刃の部分に上唇が巻き込まれ、受傷した。局所麻酔をして、刃を除去。傷口は約７㎜であった。

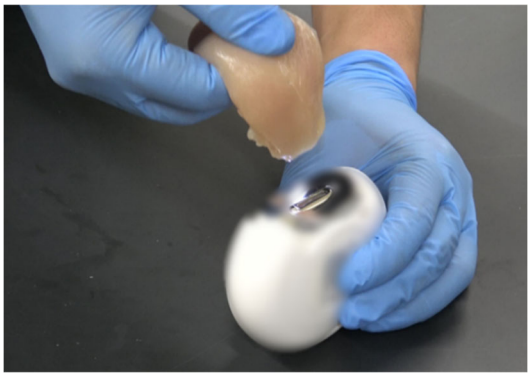
（事故発生　2021 年　10 歳　要通院）

いずれも、興味のあるものを何でもなめてみる等の探索行動、大人のしぐさの真似をするなどの行動等といった、こどもの行動特性により、事故が発生していることがうかがわれます。また、海外でもこどもの顔周辺の皮膚が巻き込まれて、自身では外せないという、同種の事故報告がされています。

５．巻き込み事故の再現テスト

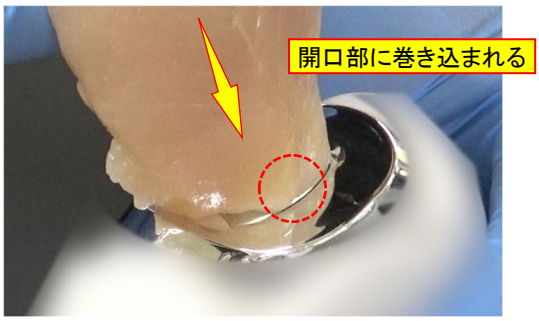
舌や唇等の柔らかい組織が電動爪削りの開口部に接触した場合の挙動を確認するため、鶏肉を用いたテストを行いました。電動爪削りを作動させた状態で、本体の開口部に鶏肉を接触させたところ、鶏肉が回転刃に巻き込まれる様子が確認されました（図 13、14、15）。

このテストは、事故時の状況や人体への影響を完全に再現したものではありませんが、舌や唇等の柔らかい組織が開口部に接触すると巻き込まれる可能性が示されました。



※写真の製品は事故情報とは関係ありません。

図 13　再現テストの様子



※写真の製品は事故情報とは関係ありません。

図 14　鶏肉の一部が巻き込まれる様子



※写真の製品は事故情報とは関係ありません。

図 15　テスト後、回転刃に巻き込まれた肉片

６．　注意いただきたいポイント

電動爪削りは、爪を一度に切断するのではなく、回転刃で少しずつ削る製品です。爪の長さ、厚さ、硬さ及び形状等によっては、爪先が回転刃まで届かなかったり、爪を短くするのに時間がかかったりする可能性が考えられます。また、使用中に爪周辺の皮膚が巻き込まれた事故や、保管中の製品をこどもが手に取り、舌、唇、首の皮膚等が巻き込まれた事故が発生しています。事故を防ぐため、次の点に注意してください。

（１）手動の爪切りとは性能が異なることを理解する

電動爪削りは、爪を少しずつ削って短くする製品です。手動の爪切りに比べて、力をかけずに爪を手入れできること等の特徴がある一方、瞬時に切れるわけではありません。爪を短くするのに時間を要する場合があることを理解して使用しましょう。また、爪の長さや形状等によっては、爪先が回転刃まで届かず、十分に削れない場合もあります。

（２）取扱説明書を確認し、正しい方法で使用する

製品によって、使用できる爪、使用時の角度、回転速度、連続使用できる時間等が異なります。使用前に取扱説明書を読み、使用者の爪が製品の対象となっているか、正しい当て方や動かし方であるかを確認してください。

足の爪、厚い爪、硬い爪、巻き爪又は変形した爪等については、製品によっては使用できない場合があります。無理に使用せず、爪に異常がある場合や、自分で手入れすることが難しい場合は、必要に応じて医療機関等へ相談してください。

（３）爪が削れなくても、爪や皮膚を強く押し付けない

爪が十分に削れない場合でも、爪周辺の皮膚を開口部へ強く押し付けないでください。強く押し付けると、爪が割れたり、皮膚が開口部から回転刃に巻き込まれたりするおそれがあります。使用中に異常な音や振動が生じた場合や、回転刃が停止した場合は、直ちに使用を中止し、電源を切ってください。

（４）爪以外の皮膚等を開口部へ近づけない

爪を削る指だけでなく、本体を持つ手や、支えるもう一方の手指の位置にも注意してください。自分以外の人の爪を手入れする場合には、本体を持つ手や相手の指を支える手が、開口部に近づかないよう注意してください。

また、電動爪削りで電気シェーバーを使うような真似をしたり、舌、唇、首等に当てたりしないでください。

（５）使用後は、こどもの手と目の届かない場所に保管する

電動爪削りは、小型で持ちやすく、作動音や外観等から、こどもの興味を引く場合があります。使用後は必ず電源を切り、ロック機能や保護カバー等がある場合は確実に使用してください。こどもが自分で取り出せない、手と目の届かない場所へ保管してください。こどもが容易に取り出せる、目につく場所には置かないでください。

（６）巻き込まれた場合は、無理に引き抜かない

皮膚、舌、唇等が回転刃に巻き込まれた場合は、直ちに電源を切ってください。電動爪削りは逆回転できない構造なので、巻き込まれた組織を無理に引っ張ると、痛みや出血を強め、傷を広げるおそれがあります。安全に取り外せない場合、特に舌、唇、首の皮膚等が巻き込まれた場合は、速やかに医療機関等へ相談してください。

７． 参考

〇独立行政法人国民生活センター　「爪が削れなかった電動爪削り」（相談解決のためのテストから No.148）
https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20210218_3.pdf

〇独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）「安全な暮らしを高齢者と共に　～事故を防ぐ注意ポイントを紹介～」
https://www.nite.go.jp/data/000094205.pdf

８． 啓発動画・ポスター

消費者庁や独立行政法人国民生活センターでは、ウェブサイトで啓発用の動画及びポスターを公表していますので、ご活用ください。

消費者庁：
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_088/

独立行政法人国民生活センター：
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20261029_1.html



啓発動画



啓発ポスター

＜本件に関する問合せ先＞
消費者庁消費者安全課
TEL：03（3507）8800（代表）
URL：https://www.caa.go.jp/
＜テストに関する問合せ先＞
独立行政法人国民生活センター
TEL：042（758）3165
URL：https://www.kokusen.go.jp/

＜別紙＞　有識者からのコメント

こどもが電動爪削りの事故にあわないために

東京都立小児総合医療センター　救命救急科　岸部　峻　先生

近年、「電動爪削り」が普及しています。回転する刃を狭い溝の内側に配置し、そこに爪を当てて削る製品です。刃が直接触れにくい構造のため、一見すると安全そうに見えます。しかし、「爪を安全に削れる」ことと、「こどもが触っても安全」であることは同じではありません。保護者の目が届かない隙にこどもが本来の目的とは異なる誤った使い方（誤使用・玩具代わりの遊戯）をして怪我を負う事故が散発しており、注意が必要です。

私たちの施設では、2023～2024 年に電動爪削りによってけがをした２～４歳のこども３例を経験しました。いずれも、こどもが大人の見ていないところで製品を手にして遊んでいた際の事故でした。４歳児では、電気シェーバーの真似をして首に当てたところ皮膚が巻き込まれ、２歳児では上唇、３歳児では舌が回転部分に巻き込まれました。

海外でも同様の事故が報告されています。４歳児が遊んでいる最中に電源を入れ、舌先が回転刃に引き込まれた事例では、家族が取り外そうとしたことで出血と痛みが増し、医療機関で処置が必要となりました。また、別の報告では、５歳児の舌と６歳児の上まぶたが巻き込まれ、医療機関で製品を分解して取り外しています。

こうした事故で特徴的なのは、爪ではなく、首、唇、舌、まぶたなどの柔らかい組織が巻き込まれていることです。爪しか入らないように見える狭い隙間でも、柔らかく伸びやすいこどもの皮膚や粘膜は、容易に引き込まれて挟まれてしまいます。また、こどもは大人の行動を真似るため、製品の形状によっては電気シェーバーのように顔や首に当てたり、興味から口に入れたりすることも想定内の行動になります。

事故を防ぐために最も大切なのは、使っていないときにこどもに触らせないことです。使用後は電源を切るだけでなく、こどもの手の届かない、目につきにくい場所や鍵のかかる引き出しやクローゼットに入れて保管しましょう。こどもが自分で使用したり、兄弟姉妹でおもちゃにしたりすることがないよう、大人の監視下でのみ使用するように保護者が管理をお願いします。さらに見た目や音が電動シェーバーや玩具に似ているため、こどもが興味を持ちやすい製品です。こどもに対して「口や首に当てると危険な機器」であることを普段から教えておくことも大切です。

もし皮膚や唇、舌などが巻き込まれた場合には、まず電源を切り、無理に引っ張って外そうとしないことが重要です。痛みや出血、組織の損傷を大きくする可能性があります。安全に取り外せない場合、出血が続く場合、特に舌や口唇、まぶたなどが巻き込まれた場合には、速やかに医療機関へ相談・受診してください。実際、国内例でも強い痛みで安静が保てずに、鎮静下で取り外し処置を必要とした例も報告されてい

ます。

家庭内の事故の多くは「あっという間」「目を離した隙に」に発生します。製品の利便性を享受しつつ、保管場所と使用管理の徹底を行い、事故予防につなげましょう。

参考文献

1) Electric nail clipper entanglement injury: A new form of injury in young children
https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/40221333/

2) An Unusual Case of Tongue Entrapped in an Electronic Nail Clipper: A Case Report
https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC11107395/

3) Soft Tissue Entrapment in the Electronic Nail Clipper in Children: Case Series
https://www.researchgate.net/publication/389561755_Soft_Tissue_Entrapment_in_the_Electronic_Nail_Clipper_in_Children_Case_Series